第17回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	専決処分 報告	予算	条例	=
件数	1	2	2	5

(2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 2号 専決処分について(令和2年度尼崎市一般会計補正予算(第1号))

<予算>

議案第55号 令和2年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)

議案第56号 令和2年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)

<条例>

議案第57号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第58号 尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

第17回尼崎市議会臨時会

議 案 説 明 資 料

種	別	専決処分報告	番号	報告第2号	所 '	管	地域産業課
件	名	専決処分につい	って(令利	和2年度尼崎市一船	安会計	補口	E予算(第 1 号))

内容

1 専決理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等となったテナント事業者向けに賃料を対象とした緊急つなぎ資金の貸付けを行うにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分したもの。

- 2 専決処分日令和2年4月20日
- 3 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額	
209, 650, 000	403, 000	210, 053, 000	

4 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
繰入金	3,000	商工費	403, 000
諸収入	400, 000		
合 計	403, 000	合 計	403, 000

- 5 補正予算の内容
 - (1) 歳入歳出予算
 - 〇 商工費
 - ・ テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金関係事業費 403,000千円 新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等となったテナント事業 者向けに賃料を対象とした緊急つなぎ資金の貸付けに伴う補正

種	別	予算	番号	議案第55号	所(管	各事業所管課
件	名	令和2年度尼峪	寄市一般	会計補正予算(第2	2 号)		

内容

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
210, 053, 000	47, 889, 000	257, 942, 000

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	47, 558, 851	総務費	46, 800, 000
県支出金	18, 477	民生費	789, 886
繰入金	311, 672	衛生費	50, 400
		商工費	248, 714
合 計	47, 889, 000	合 計	47, 889, 000

3 補正予算の内容

国の緊急経済対策による補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大予防、 困窮する市民の生活や事業者の事業継続を支援すること等に伴い補正を行う。費目別 事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

総務費 46,800,000 千円

特別定額給付金関係事業費

46,800,000 千円

家計への支援を行うため、申請者に対し、一律 10 万円を支給 する。 (特別定額給付金の支給)

民生費 789, 886 千円

生活困窮者自立相談支援事業費

24,063 千円

離職等により住居を失うおそれがある者へ家賃相当額を支給する。(住居確保給付金の支給要件の拡大)

障害福祉サービス確保等支援事業費

27, 125 千円

休業要請を受けた通所サービス事業所等に対し、訪問によるサービス提供等に切り替える際の必要な経費を補助するなど、在宅生活を強いられる障害者等への支援体制を確保する。

障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費

6,600 千円

感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス事業所等に対し、機器の導入等に係る 経費を補助する。

介護サービス確保支援事業費

41,485 千円

休業要請を受けた通所サービス事業所等に対し、訪問によるサービス提供等に切り替える際の必要な経費を補助する。

介護施設等個室化改修事業費

19,560 千円

感染拡大防止の観点から、多床室の個室化改修を実施する介護 施設等に対し、必要な経費を補助する。

放課後等デイサービス支援等事業費

73,910 千円

特別支援学校等の臨時休業に伴い放課後等デイサービスの利用 が追加的に生じた場合の利用者負担等を補助する。

ファミリーサポートセンター運営事業費

300 千円

小学校の臨時休業に伴いファミリーサポートセンター事業を利 用する場合の利用料相当額の減免に対して補助する。

子育て世帯臨時特例給付金給付関係事業費

579, 141 千円

子育で世帯への支援を行うため、児童手当を受給する世帯に対 し、対象児童一人あたり1万円を支給する。

放課後児童健全育成事業所運営費補助金

17,702 千円

小学校の臨時休業に伴い午前中から児童ホームを開所する民間 事業者に対して追加経費を補助する。

衛生費 50, 400 千円

感染症対策事業費

50,400 千円

感染症法に基づき新型コロナウイルス感染症患者の入院医療に 要する費用を負担する。

商工費 248, 714 千円

休業要請事業者経営継続支援事業費 (県随伴)

248,714 千円

兵庫県が休業要請を行った事業者等に対し、国の緊急経済対策 の持続化給付金に加え、兵庫県と協調して経営継続支援金を支 給する。

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

I 概要

本市において、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防し、困窮する市民の生活や事業者の 事業継続を支援する等のため、補正予算を編成する。なお、対応策のうち議会を招集する時間 的余裕がなかったものについては、専決処分による補正予算編成及び予備費等による対応を行 う。

Ⅱ対応の内容

1 専決処分による補正予算対応 【市単独事業】

403 百万円

(1) 緊急つなぎ資金貸付事業

売上減少に直面するテナント事業者を対象に、緊急的に店舗等の賃料に係る「つなぎ資金」 の貸付を行う。

2 予備費、流用対応

約76百万円

- (1) 総合サポートセンター及び事業者向けの臨時総合相談窓口の設置
- (2) 帰国者・接触者外来の追加設置
- (3) 衛生研究所で使用するPCR検査機器及び検査試薬の購入
- (4) 障害者施設、介護施設、児童福祉施設、学校等への衛生用品等(マスク、消毒液、非接触型体温計等)の経費補助等
- (5) 生活困窮世帯の児童・生徒への昼食支援(クーポン券の配布、こども食堂への補助等)
- (6) 市職員のテレワーク導入 など

3 臨時会での補正予算対応

47,899 百万円

- (1) 特別定額給付金の支給(全市民への一律10万円の給付)
- (2) 休業要請協力企業等に対する経営継続支援金の支給(県制度の随伴補助)
- (3) 児童手当の臨時支給(児童1人1万円の加算給付)
- (4) 住居確保給付金の支給拡大(離職等により住居を失うおそれがある者への家賃相当額の給付)
- (5) 放課後等デイサービスへの支援(特別支援学校等の臨時休業に伴う同サービス追加利用に 係る利用者負担への支援)
- (6) 休業要請に係る介護・障害福祉サービス確保への支援(通所から訪問へサービスを切り替える際に必要な経費への支援)
- (7) 国民健康保険制度における傷病手当金の新設 など

種	別	予算	番号	議案第56号	所 管	国保年金課
件	名	令和2年度尼姆	奇市特別:	会計国民健康保険事	事業費補」	E予算(第1号)

内容

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額	
48, 691, 040	10, 000	48, 701, 040	

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
県支出金	10,000	保険給付費	10, 000
合 計	10,000	合 計	10, 000

3 補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険の加入者に対し傷病 手当金の支給をすることに伴い補正を行う。

種	別	条例	番号	議案第57号	所	管	国保年金管理担当
件	件 名 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について						
	内。 容						

1 改正理由

国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国から特例的な財政支援が行われることとなった。これを受け、本市において当該傷病手当金を支給するための規定を追加するもの。

2 主な改正内容

次に掲げる内容により傷病手当金を支給する。

(1) 対象者

本市の国民健康保険の被保険者のうち被用者であり、かつ、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務 に服することができない期間のうち就労を予定していた日

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2 ×日数

3 施行期日

公布の日

なお、傷病手当金の支給は、支給対象となる日の初日が、令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にあるものについて適用する。

尼崎市国民健康保険条例

現 行 改正後 付 則 付 則

- (新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当 金)
- 8 給与等(所得税法第28条第1項に規定す る給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第 6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同 じ。)の支払を受けている被保険者が新型コロ ナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対 策特別措置法(平成24年法律第31号)附 則第1条の2第1項に規定する新型コロナウ イルス感染症をいう。以下同じ。)に係る療養 (発熱その他の症状が発現しているため新型 コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合 における保養を含む。以下同じ。)のため労務 に服することができないときは、当該被保険 者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に 服することができなくなった日から起算して 3日を経過した日から、その労務に服するこ とができない期間の範囲内において、労務に 服することを予定していた日について傷病手 当金を支給する。
- 9 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当 金の支給を始める日の属する月以前の直近の 継続した3月間の給与等の収入の額の合計額 を当該期間における就労日数として市長が別 に定める日数で除して得た額(当該額に5円 未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを 10円に切り上げる。)の3分の2に相当する 額(当該額に50銭未満の端数があるときは これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数 があるときはこれを1円に切り上げる。以下 「3分の2相当額」という。)とする。ただし、 3分の2相当額が、健康保険法第40条第1 項の表に掲げる標準報酬月額等級の最高の等 級区分に係る標準報酬月額の30分の1に相

当する額(当該額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)の3分の2に相当する額(当該額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを切り上げる。以下「上限日額」という。)を超えるときは、上限日額とする。

- 10 新型コロナウイルス感染症に係る療養の ため労務に服することができない場合におい て給与等の全部又は一部の支払を受けること ができる者に対しては、給与等の支払を受け ることができる期間は、傷病手当金を支給し ない。ただし、その支払を受けることができ る給与等の日額が前項の規定により算定され る額(以下「基準額」という。)より少ないと きは、1日につきその差額に相当する額の傷 病手当金を支給する。
- 11 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者がその支払を受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき支払を受けることができなかったときは、その全部の支払を受けることができなかったときは1日につき基準額の傷病手当金を、その一部の支払を受けることができなかった場合においてその支払を受けた給与等の日額が基準額より少ないときは1日につきその差額に相当する額の傷病手当金を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部の支給を受けたときは、その支給を受けた額をこの項の規定により支給する額から控除する。
- 12 前項の規定により市が支給した傷病手当金に相当する額は、当該傷病手当金に係る給与等を支払うべき事業主(被保険者を使用し、又は使用していた事業所の事業主をいう。以下同じ。)から徴収する。
- 13 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないもの

とする。

- 14 市長は、傷病手当金の支給等について必要があると認めるときは、事業主その他の者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 15 付則第8項から前項までの規定は、傷病 手当金の支給を始める日が令和2年1月1日 から同年9月30日以後の規則で定める日ま での間にある場合に限り適用する。
- 16 付則第8項から前項までに規定するもの のほか、傷病手当金の支給等について必要な 事項は、市長が定める。

17~23 略

<u>8~14</u> 略

種	別	条例	番号	議案第58号	所 管	後期高齢者医療制度担当	
件	件 名 尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について						
	内容						

1 改正理由

国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国から特例的な財政支援が行われることとなった。これを受け、兵庫県後期高齢者医療広域連合において、当該傷病手当金を支給するための条例改正等が実施されたことから、本市がその申請を受付するための規定を追加するもの。

2 改正内容

本市が行う事務の中に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給に係る申請を受付するための規定を追加する。

3 施行期日 公布の日

尼崎市後期高齢者医療に関する条例

改正後	現行
(本市が行う事務)	(本市が行う事務)
第2条 略	第2条 略
(2) 広域連合条例第18条の規定による保険	(2) 広域連合条例第18条の規定による保険
料の額 <u>の通知に係る書類</u> の引渡し	料の額 <u>に係る通知書</u> の引渡し
(7) 広域連合条例 <u>第21条</u> の規定による申告	(7) 広域連合条例 <u>第21条本文</u> の規定による
の受付	申告の受付
(8) 広域連合条例附則第5条第1項の規定に	
よる傷病手当金の支給の申請の受付	
<u>(9)</u> 略	<u>(8)</u> 略